

雇用月報 ネットイン

令和6年10月1日発行
(令和6年8月内容分)

ハローワーク網走
網走公共職業安定所

概要 (新規学卒を除く常用計)

令和6年8月の有効求人倍率は、1.15倍(前年同月1.17倍)と、前年同月を0.02ポイント下回り、6か月連続して前年同月を下回った。

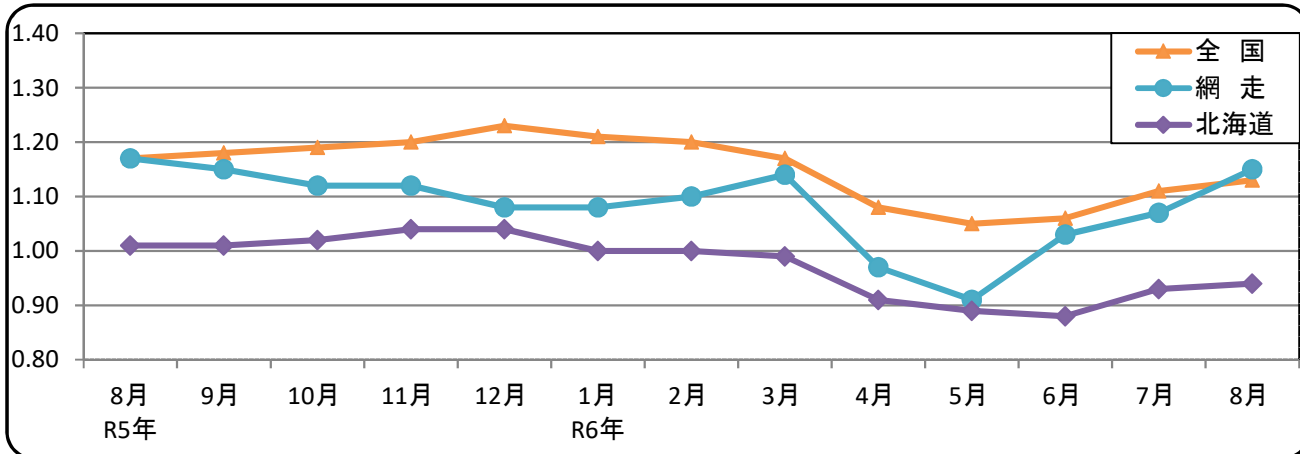
求人

- 新規求人数は、前年同月比11.2%(31人)減少し、2か月連続して前年同月を下回った。
- 月間有効求人数は、前年同月比7.5%(61人)減少し、6か月連続で前年同月を下回った。
- 新規求人数に占めるパート求人の割合は、34.1%で、前年同月を0.2ポイント上回った。
- 当所管内の主な8産業のうち求人増加の産業は、「宿泊業、飲食サービス業」29人(290.0%)増のみで、他の7産業はいずれも減少した。減少幅の大きかった産業は「サービス業」(他に分類されないもの)7人(53.8%)減、「建設業」11人(50.0%)減、「運輸業、郵便業」7人(43.8%)減、「生活関連サービス業、娯楽業」6人(22.2%)減などとなっている。

求職

- 新規求職申込件数は、前年同月比1.7%(2件)増加し、4か月ぶりに前年同月を上回った。
- 月間有効求職者数は、前年同月比5.9%(41人)減少し、2か月連続して前年同月を下回った。
- 雇用保険資格喪失者数(一般)のうち、事業主都合離職者は、前年同月比100.0%(1件)増加した。

有効求人倍率の推移 (新規学卒を除く常用計)



有効求人倍率 (新規学卒を除く常用計)

年月	R5年					R6年							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
全国	1.17	1.18	1.19	1.20	1.23	1.21	1.20	1.17	1.08	1.05	1.06	1.11	1.13
網走	1.17	1.15	1.12	1.12	1.08	1.08	1.10	1.14	0.97	0.91	1.03	1.07	1.15
北海道	1.01	1.01	1.02	1.04	1.04	1.00	1.00	0.99	0.91	0.89	0.88	0.93	0.94

(注)1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めのない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

(注)2 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

「雇用月報ネットイン」はハローワーク網走ホームページでご覧いただけます。⇒

(令和6年9月内容分は令和6年10月29日発行です。)



職業紹介状況

常用（新規学卒を除く常用計）

	6年8月	5年8月	前年同月比(%)	6年度累計	5年度累計	年度対比(%)
① 新規求職申込件数	118	116	1.7	738	780	▲5.4
うち雇用保険受給者	33	35	▲5.7	186	240	▲22.5
② 月間有効求職者数	652	693	▲5.9	3,721 ※(744)	3,769 ※(754)	▲1.3
うち雇用保険受給者	238	268	▲11.2	1,191	1,357	▲12.2
③ 紹介件数	62	73	▲15.1	384	414	▲7.2
うち雇用保険受給者	19	18	5.6	91	100	▲9.0
④ 就職件数	26	38	▲31.6	198	241	▲17.8
うち雇用保険受給者	11	10	10.0	54	58	▲6.9
うち管外就職	7	13	▲46.2	37	57	▲35.1
うち道外就職	5	1	400.0	19	10	90.0
⑤ 新規求人数	246	277	▲11.2	1,294	1,413	▲8.4
⑥ 月間有効求人数	753	814	▲7.5	3,802 ※(760)	4,178 ※(836)	▲9.0
⑦ 充足数	18	39	▲53.8	179	218	▲17.9
比率						
紹介率 (③/①)	52.5%	62.9%	▲10.4P	52.0%	53.1%	▲1.1P
就職率 (④/①)	22.0%	32.8%	▲10.8P	26.8%	30.9%	▲4.1P
充足率 (⑦/⑤)	7.3%	14.1%	▲6.8P	13.8%	15.4%	▲1.6P
倍率						
新規求人倍率 (⑤/①)	2.08倍	2.39倍	▲0.31P	1.75倍	1.81倍	▲0.06P
有効求人倍率 (⑥/②)	1.15倍	1.17倍	▲0.02P	1.02倍	1.11倍	▲0.09P

(注)1 ※ () は、月平均の数値、Pは、ポイントを表す。

(注)2 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、表紙の(注)2を参照。

新規求人の産業別状況

常用（新規学卒を除く常用計）

	6年8月	5年8月	前年同月比(%)	6年度累計	5年度累計	年度対比(%)
AB 農林漁業 (01~04)	6	2	200.0	29	18	61.1
C 鉱業 (05)	0	0	-	0	1	▲100.0
D 建設業 (06~08)	11	22	▲50.0	125	136	▲8.1
E 製造業 (09~32)	28	29	▲3.4	127	145	▲12.4
09 食料品製造業	14	12	16.7	80	91	▲12.1
12 木材・木製品製造業	2	3	▲33.3	10	5	100.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	0	1	(▲100.0)	2	2	0.0
G 情報通信業 (37~41)	0	3	▲100.0	0	4	▲100.0
H 運輸業、郵便業 (42~49)	9	16	(▲43.8)	83	93	▲10.8
I 卸売業、小売業 (50~61)	13	16	(▲18.8)	99	80	23.8
50~55 卸売業	2	8	(▲75.0)	12	18	▲33.3
56~61 小売業	11	8	(37.5)	87	62	40.3
J 金融業、保険業 (62~67)	15	7	114.3	24	38	▲36.8
K 不動産業、物品賃貸業 (68~70)	0	16	▲100.0	7	37	▲81.1
L 学術研究、専門・技術サービス業 (71~74)	2	4	▲50.0	21	18	16.7
M 宿泊業、飲食サービス業 (75~77)	39	10	290.0	154	165	▲6.7
75 宿泊業	4	4	0.0	69	70	▲1.4
76 飲食店	35	6	483.3	83	93	▲10.8
N 生活関連サービス業、娯楽業 (78~80)	21	27	▲22.2	69	64	7.8
O 教育、学習支援業 (81・82)	1	0	-	9	9	0.0
P 医療、福祉 (83~85)	72	79	(▲8.9)	373	421	▲11.4
Q 複合サービス事業 (86・87)	3	2	50.0	16	14	14.3
R サービス業 (他に分類されないもの) (88~96)	6	13	(▲53.8)	51	79	▲35.4
92 その他の事業サービス	0	3	(▲100.0)	11	24	▲54.2
ST 公務・その他 (97~99)	20	30	▲33.3	105	89	18.0
合計	246	277	▲11.2	1,294	1,413	▲8.4

(注)令和6年4月分以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について () で示している。

新規求職者の年齢別状況

常用（新規学卒を除く常用計）

	6年8月	5年8月	前年同月比 (%)	6年度 構成比	5年度 構成比	6年度 累計	5年度 累計	年度対比 (%)	6年度 構成比	5年度 構成比
合計	118	116	1.7	-	-	738	780	▲5.4	-	-
19歳以下	2	1	100.0	1.7%	0.9%	10	14	▲28.6	1.4%	1.8%
20～24歳	8	10	▲20.0	6.8%	8.6%	43	55	▲21.8	5.8%	7.1%
25～29歳	10	10	0.0	8.5%	8.6%	60	63	▲4.8	8.1%	8.1%
30～34歳	15	14	7.1	12.7%	12.1%	48	62	▲22.6	6.5%	7.9%
35～39歳	9	7	28.6	7.6%	6.0%	55	56	▲1.8	7.5%	7.2%
40～44歳	11	21	▲47.6	9.3%	18.1%	62	88	▲29.5	8.4%	11.3%
45～49歳	16	8	100.0	13.6%	6.9%	87	71	22.5	11.8%	9.1%
50～54歳	5	16	▲68.8	4.2%	13.8%	76	84	▲9.5	10.3%	10.8%
55～59歳	17	11	54.5	14.4%	9.5%	74	72	2.8	10.0%	9.2%
60～64歳	13	12	8.3	11.0%	10.3%	70	92	▲23.9	9.5%	11.8%
65歳以上	12	6	100.0	10.2%	5.2%	153	123	24.4	20.7%	15.8%
44歳以下	55	63	▲12.7	46.6%	54.3%	278	338	▲17.8	37.7%	43.3%
45歳以上	63	53	18.9	53.4%	45.7%	460	442	4.1	62.3%	56.7%
55歳以上	42	29	44.8	35.6%	25.0%	297	287	3.5	40.2%	36.8%

新規求職者の態様別状況

常用（新規学卒を除く常用計）

	年齢階層別	6年8月	5年8月	前年同月比 (%)	6年度 累計	5年度 累計	年度対比 (%)	6年度 構成比	5年度 構成比
計	計	118	116	1.7	738	780	▲5.4	-	-
	45歳未満	55	63	▲12.7	278	338	▲17.8	37.7%	43.3%
	45歳以上	63	53	18.9	460	442	4.1	62.3%	56.7%
	55歳以上	42	29	44.8	297	287	3.5	40.2%	36.8%
在職者	計	30	28	7.1	130	146	▲11.0	17.6%	18.7%
	45歳未満	13	16	▲18.8	59	84	▲29.8	21.2%	24.9%
	45歳以上	17	12	41.7	71	62	14.5	15.4%	14.0%
	55歳以上	9	4	125.0	32	24	33.3	10.8%	8.4%
事業主都合	計	17	13	30.8	144	160	▲10.0	19.5%	20.5%
	45歳未満	7	4	75.0	32	32	0.0	11.5%	9.5%
	45歳以上	10	9	11.1	112	128	▲12.5	24.3%	29.0%
	55歳以上	9	4	125.0	84	98	▲14.3	28.3%	34.1%
自己都合	計	52	59	▲11.9	324	354	▲8.5	43.9%	45.4%
	45歳未満	23	35	▲34.3	133	169	▲21.3	47.8%	50.0%
	45歳以上	29	24	20.8	191	185	3.2	41.5%	41.9%
	55歳以上	19	15	26.7	123	115	7.0	41.4%	40.1%
その他の 離職者	計	2	5	▲60.0	25	23	8.7	3.4%	2.9%
	45歳未満	1	0	-	1	2	▲50.0	0.4%	0.6%
	45歳以上	1	5	▲80.0	24	21	14.3	5.2%	4.8%
	55歳以上	1	5	▲80.0	22	19	15.8	7.4%	6.6%
無業者	計	17	11	54.5	115	97	18.6	15.6%	12.4%
	45歳未満	11	8	37.5	53	51	3.9	19.1%	15.1%
	45歳以上	6	3	100.0	62	46	34.8	13.5%	10.4%
	55歳以上	4	1	300.0	36	31	16.1	12.1%	10.8%

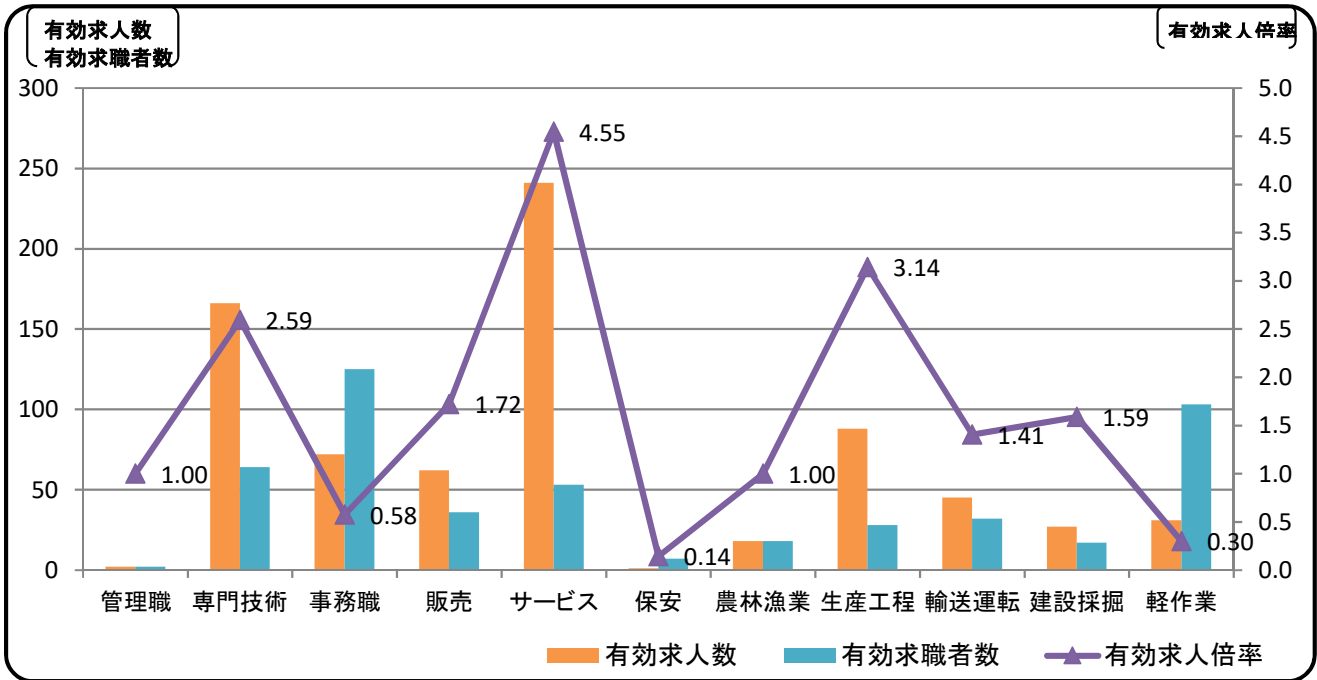
(注)1 その他の離職者：定年退職者、自営業者等

(注)2 無業者：1年以上職業に就いていない者

(注)3 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、表紙の(注)2を参照。

有効求人・求職職種別状況

常用（新規学卒を除く常用計）



職業計	管理職	専門技術	事務職	販売	サービス	保安	農林漁業	生産工程	輸送運転	建設採掘	軽作業	
有効求人人数	753	2	166	72	62	241	1	18	88	45	27	31
有効求職者数	652	2	64	125	36	53	7	18	28	32	17	103
有効求人倍率	1.15	1.00	2.59	0.58	1.72	4.55	0.14	1.00	3.14	1.41	1.59	0.30

(注)1 有効求人倍率は、有効求人人数÷有効求職者数で、求職者1人あたりの求人数を表す。

また、分母である有効求職者数が0の場合は、求人倍率が計算できないため、求人数÷1として表示。

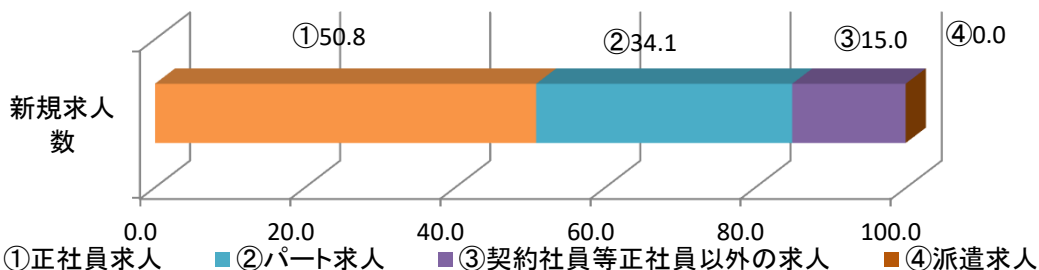
(注)2 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、表紙の(注)2を参照。

雇用形態別有効求人人数・新規求人数・充足状況

常用（新規学卒を除く常用計）

		有効求人人数	新規求人数	充足数	充足率
常用(パート含む)計		753 (▲61)	246 (▲31)	18 (▲21)	7.3 (▲6.8)
①正社員求人		385 (6)	125 (▲8)	3 (▲12)	2.4 (▲8.9)
②パート求人		248 (▲8)	84 (▲10)	10 (▲9)	11.9 (▲8.3)
③契約社員等正社員以外の求人		120 (▲59)	37 (▲13)	5 (0)	13.5 (3.5)
④派遣求人		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 -
構成比	①正社員求人	51.1 (4.5)	50.8 (2.8)		
	②パート求人	32.9 (1.5)	34.1 (0.2)		
	③契約社員等正社員以外の求人	15.9 (▲6.1)	15.0 (▲3.1)		
	④派遣求人	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)		

【新規求人数(パートを含む常用)の雇用形態別構成比】



(注)1 ③契約社員等正社員以外の求人とは、契約社員、準社員、嘱託等のパートを除く正社員・正職員でないものを計上。

(注)2 ()内は前年同月比。

(注)3 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、表紙の(注)2を参照。

労働市場指標

常用（新規学卒を除く常用計）

年度 月	新規求職申込		新規求人		新規求人		月間有効求職者数		月間有効求人数		就職		有効求人倍率					
	件数 (人)	対前年 増減比 (%)	数 (人)	対前年 増減比 (%)	倍率 (倍)	対前年 増減比 (%)	者数 (人)	対前年 増減比 (%)	人数 (人)	対前年 増減比 (%)	件数 (人)	対前年 増減比 (%)	網走 (倍)	対前年 増減比 (%)	全道 (倍)	対前年 増減比 (%)	全国 (倍)	対前年 増減比 (%)
29年	1,976	▲2.5	3,674	2.1	1.86	0.08	*715	3.2	*874	4.8	666	0.2	1.22	0.02	1.17	0.06	1.46	0.08
30年	1,986	0.5	3,512	▲4.4	1.77	▲0.09	*676	▲5.5	*824	▲5.7	635	▲4.7	1.22	0.00	1.19	0.02	1.41	▲0.05
31年	2,024	1.9	3,261	▲7.1	1.61	▲0.16	*766	13.3	*765	▲7.2	580	▲8.7	1.00	▲0.22	0.96	▲0.23	1.01	▲0.40
2年	1,716	▲15.2	3,527	8.2	2.06	0.45	*707	▲7.7	*827	8.1	560	▲3.4	1.17	0.17	0.98	0.02	1.05	0.04
3年	1,864	8.6	3,876	9.9	2.08	0.02	*726	2.7	*916	10.8	556	▲0.7	1.26	0.09	1.09	0.11	1.19	0.14
4	235	▲5.6	310	18.3	1.32	0.27	804	▲8.6	908	23.2	54	▲51.8	1.13	0.29	1.00	0.09	1.06	0.11
5	180	36.4	343	23.8	1.91	▲0.19	813	7.1	947	22.0	52	4.0	1.16	0.14	1.00	0.07	1.06	0.12
6	148	19.4	310	5.8	2.09	▲0.27	761	8.7	929	17.4	47	6.8	1.22	0.09	1.04	0.08	1.09	0.12
7	121	0.0	301	6.4	2.49	0.15	710	4.9	932	16.1	43	4.9	1.31	0.12	1.10	0.11	1.15	0.13
8	126	▲11.9	353	12.1	2.80	0.60	721	2.9	942	9.5	24	▲33.3	1.31	0.08	1.12	0.15	1.18	0.15
9	141	17.5	327	10.5	2.32	▲0.15	691	▲1.7	944	8.6	41	▲12.8	1.37	0.13	1.16	0.18	1.20	0.15
10	119	▲0.8	282	▲0.4	2.37	0.01	670	▲2.5	911	6.1	36	2.9	1.36	0.11	1.16	0.16	1.23	0.17
11	128	5.8	320	0.3	2.50	▲0.14	647	▲2.3	889	3.3	36	33.3	1.37	0.07	1.19	0.17	1.27	0.17
12	112	▲3.4	336	22.2	3.00	0.63	624	▲4.1	917	8.9	35	9.4	1.47	0.18	1.17	0.15	1.31	0.17
1	211	59.8	295	21.4	1.40	▲0.44	730	13.2	924	14.5	27	22.7	1.27	0.02	1.11	0.11	1.29	0.15
2	161	6.6	310	▲6.1	1.93	▲0.26	763	11.4	833	0.6	70	59.1	1.09	▲0.12	1.08	0.06	1.27	0.13
3	182	▲2.7	389	10.8	2.14	0.26	780	5.5	915	2.6	91	30.0	1.17	▲0.04	1.05	0.02	1.22	0.09
5年	1,793	▲3.8	3,366	▲13.2	1.88	▲0.20	*730	0.6	*811	▲11.5	572	2.9	1.11	▲0.15	0.00	▲1.09	0.00	▲1.19
4	246	4.7	273	▲11.9	1.11	▲0.21	813	1.1	857	▲5.6	69	27.8	1.05	▲0.08	0.97	▲0.03	1.13	0.07
5	162	▲10.0	300	▲12.5	1.85	▲0.06	800	▲1.6	850	▲10.2	36	▲30.8	1.06	▲0.10	0.95	▲0.05	1.10	0.04
6	122	▲17.6	285	▲8.1	2.34	0.25	746	▲2.0	824	▲11.3	50	6.4	1.10	▲0.12	0.97	▲0.07	1.12	0.03
7	134	10.7	278	▲7.6	2.07	▲0.42	717	1.0	833	▲10.6	48	11.6	1.16	▲0.15	1.00	▲0.10	1.15	0.00
8	116	▲7.9	277	▲21.5	2.39	▲0.41	693	▲3.9	814	▲13.6	38	58.3	1.17	▲0.14	1.01	▲0.11	1.17	▲0.01
9	119	▲15.6	274	▲16.2	2.30	▲0.02	684	▲1.0	786	▲16.7	35	▲14.6	1.15	▲0.22	1.01	▲0.15	1.18	▲0.02
10	134	12.6	250	▲11.3	1.87	▲0.50	693	3.4	777	▲14.7	27	▲25.0	1.12	▲0.24	1.02	▲0.14	1.19	▲0.04
11	128	0.0	275	▲14.1	2.15	▲0.35	700	8.2	786	▲11.6	36	0.0	1.12	▲0.25	1.04	▲0.15	1.20	▲0.07
12	113	0.9	234	▲30.4	2.07	▲0.93	688	10.3	740	▲19.3	41	17.1	1.08	▲0.39	1.04	▲0.13	1.23	▲0.08
1	178	▲15.6	285	▲3.4	1.60	0.20	712	▲2.5	768	▲16.9	39	44.4	1.08	▲0.19	1.00	▲0.11	1.21	▲0.08
2	186	15.5	349	12.6	1.88	▲0.05	763	0.0	839	0.7	52	▲25.7	1.10	0.01	1.00	▲0.08	1.20	▲0.07
3	155	▲14.8	286	▲26.5	1.85	▲0.29	755	▲3.2	858	▲6.2	101	11.0	1.14	▲0.03	0.99	▲0.06	1.17	▲0.05
6年	738		1,294		1.75		*744		*760		198		1.02	▲0.09				
4	256	4.1	286	4.8	1.12	0.01	820	0.9	798	▲6.9	63	▲8.7	0.97	▲0.08	0.91	▲0.06	1.08	▲0.05
5	153	▲5.6	216	▲28.0	1.41	▲0.44	801	0.1	728	▲14.4	34	▲5.6	0.91	▲0.15	0.89	▲0.06	1.05	▲0.05
6	103	▲15.6	296	3.9	2.87	0.53	747	0.1	772	▲6.3	33	▲34.0	1.03	▲0.07	0.88	▲0.09	1.06	▲0.06
7	108	▲19.4	250	▲10.1	2.31	0.24	701	▲2.2	751	▲9.8	42	▲12.5	1.07	▲0.09	0.93	▲0.07	1.11	▲0.04
8	118	1.7	246	▲11.2	2.08	▲0.31	652	▲5.9	753	▲7.5	26	▲31.6	1.15	▲0.02	0.94	▲0.07	1.13	▲0.04
9																		
10																		
11																		
12																		
1																		
2																		
3																		

(注)1 有効求人倍率は原数値で、*印の数値は年度の平均値

(注)2 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、表紙の(注)2を参照。

雇 用 保 険 取 扱 状 況

適用関係

		6年8月	5年8月	前年同月比(%)	6年度累計	5年度累計	年度対比(%)
適用事業所数		1,415	1,424	▲ 0.6	-	-	-
被保険者数合計		15,779	15,981	▲ 1.3	-	-	-
一般	被保険者数	12,924	13,142	▲ 1.7	-	-	-
	資格取得者数	179	155	15.5	1,222	1,319	▲ 7.4
	資格喪失者数	114	129	▲ 11.6	1,004	1,054	▲ 4.7
	うち事業主都合	2	1	100.0	77	62	24.2
高年齢	被保険者数	1,554	1,472	5.6	-	-	-
	資格喪失者数	14	15	▲ 6.7	158	163	▲ 3.1
短期特例	被保険者数	1,301	1,367	▲ 4.8	-	-	-
	資格取得者数	29	22	31.8	1,180	1,223	▲ 3.5
	資格喪失者数	9	9	0.0	133	149	▲ 10.7

給付関係

		6年8月	5年8月	前年同月比(%)	6年度累計	5年度累計	年度対比(%)
一般	受給資格決定件数	37	38	▲ 2.6	247	280	▲ 11.8
	受給者実人員	183	186	▲ 1.6	-	-	-
	支給金額(千円)	22,958	24,742	▲ 7.2	103,903	104,214	▲ 0.3
高年齢	受給資格決定件数	7	6	16.7	110	93	18.3
	受給者数	11	8	37.5	115	92	25.0
	支給金額(千円)	2,114	1,990	6.2	25,572	20,589	24.2
短期特例	受給資格決定件数	0	0	-	95	88	8.0
	受給者数	2	0	-	161	141	14.2
	支給金額(千円)	297	0	-	36,375	30,962	17.5
受給者合計		196	194	1.0	-	-	-
支給金額合計(千円)		25,370	26,732	▲ 5.1	165,850	155,765	6.5

時間額960円から時間額1,010円に
引上げとなりました

北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）及びその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **1,010** 円

（効力発生年月日 令和6年10月1日）

- 最低賃金には、**精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金**は算入されません。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く方は、北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。なお、令和6年10月1日から今年度の改定までの間、「鉄鋼業」で働く方を除き、北海道最低賃金（時間額1,010円）が適用されます。

• 厚生労働省北海道労働局労働基準部賃金室 TEL 011-709-2311（内線 3533）

- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| 札幌中央 労働基準監督署 TEL 011-737-1191 | 滝川 労働基準監督署 TEL 0125-24-7361 |
| 札幌東 労働基準監督署 TEL 011-894-2815 | 北見 労働基準監督署 TEL 0157-88-3983 |
| 函館 労働基準監督署 TEL 0138-87-7605 | 室蘭 労働基準監督署 TEL 0143-23-6131 |
| 江差駐在事務所 TEL 0139-52-1028 | 釧路 労働基準監督署 TEL 0154-45-7835 |
| 小樽 労働基準監督署 TEL 0134-33-7651 | 名寄 労働基準監督署 TEL 01654-2-3186 |
| 倶知安支署 TEL 0136-22-0206 | 留萌 労働基準監督署 TEL 0164-42-0463 |
| 岩見沢 労働基準監督署 TEL 0126-22-4490 | 稚内 労働基準監督署 TEL 0162-73-0777 |
| 旭川 労働基準監督署 TEL 0166-99-4704 | 浦河 労働基準監督署 TEL 0146-22-2113 |
| 帯広 労働基準監督署 TEL 0155-97-1243 | 苫小牧 労働基準監督署 TEL 0144-88-8899 |

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額 (円)	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 996 5. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 1,030 5. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 997 5. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 990 5. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度のことだよ!

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

確認の方法は？ | **確認したい賃金^{※1}を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較してみましょう!**

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と北海道最低賃金額を書き込んでみましょう。^{※4}

1 時間給の場合	<table border="1"> <tr><td>時間給</td></tr> <tr><td>円</td></tr> </table> \geq <table border="1"> <tr><td>北海道最低賃金額(時間額)</td></tr> <tr><td>円</td></tr> </table>	時間給	円	北海道最低賃金額(時間額)	円				
時間給									
円									
北海道最低賃金額(時間額)									
円									
2 日給の場合	<table border="1"> <tr><td>日給</td></tr> <tr><td>円</td></tr> </table> \div <table border="1"> <tr><td>1日の平均所定労働時間</td></tr> <tr><td>時間</td></tr> </table> $=$ <table border="1"> <tr><td>時間額</td></tr> <tr><td>円</td></tr> </table> \geq <table border="1"> <tr><td>北海道最低賃金額(時間額)</td></tr> <tr><td>円</td></tr> </table>	日給	円	1日の平均所定労働時間	時間	時間額	円	北海道最低賃金額(時間額)	円
日給									
円									
1日の平均所定労働時間									
時間									
時間額									
円									
北海道最低賃金額(時間額)									
円									
3 月給の場合	<table border="1"> <tr><td>月給</td></tr> <tr><td>円</td></tr> </table> \div <table border="1"> <tr><td>1か月の平均所定労働時間</td></tr> <tr><td>時間</td></tr> </table> $=$ <table border="1"> <tr><td>時間額</td></tr> <tr><td>円</td></tr> </table> \geq <table border="1"> <tr><td>北海道最低賃金額(時間額)</td></tr> <tr><td>円</td></tr> </table>	月給	円	1か月の平均所定労働時間	時間	時間額	円	北海道最低賃金額(時間額)	円
月給									
円									
1か月の平均所定労働時間									
時間									
時間額									
円									
北海道最低賃金額(時間額)									
円									
4 上記1, 2, 3が 組み合わせられている場合	<p>例えば、基本給が日額で各手当(職務手当など)が月額の場合</p> <p>① 基本給(日給) → 2の計算で時間額を出す ② 各手当(月給) → 3の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 \geq 1,010円</p>								

(※1)最低賃金との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2)詳細な計算方法や歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ